

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月二十五日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一〇―一一―一〇

人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	目次 第一章・第二章（略） 第三章 職員に対する意向確認等（第十四条―<u>第十六条</u>） 第四章 雑則（<u>第十七条</u>） 附則 （育児を行う職員の早出遅出勤務） 第三条 各省各庁の長（勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる子（規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第四条の三第一項第二号イにおいて子に含まれるも
改正前	目次 第一章・第二章（略） 第三章 職員に対する意向確認等（第十四条・<u>第十五条</u>） 第四章 雑則（<u>第十六条</u>） 附則 （育児を行う職員の早出遅出勤務） 第三条 各省各庁の長（勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる子（規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第四条の三第一項第二号イにおいて子に含まれるも

のとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の
監護対象者等」という。）を含む。第十四条第
一項第三号及び第十五条第一項を除き、以下同
じ。）のある職員（勤務時間法第六条第三項の
規定により勤務時間を割り振られた職員及び規
則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休
暇）第二条第二項の規定により勤務時間を定め
られた職員を除く。）が当該子を養育するため
に請求した場合には、公務の運営に支障がある
場合を除き、人事院の定めるところにより、当
該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせる
ものとする。

一・二（略）

のとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の
監護対象者等」という。）を含む。第十四条を
除き、以下同じ。）のある職員（勤務時間法第
六条第三項の規定により勤務時間を割り振られ
た職員及び規則一五―一五（非常勤職員の勤務
時間及び休暇）第二条第二項の規定により勤務
時間を定められた職員を除く。）が当該子を養
育するために請求した場合には、公務の運営に
支障がある場合を除き、人事院の定めるところ
により、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤
務をさせるものとする。

一・二（略）

（介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）

第十三条 第三条から前条まで（第五条第一項第三号から第五号まで、第八条第一項第三号から第五号まで及び前条第一項第三号から第五号までを除く。）の規定は、勤務時間法第二十条第一項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第三条中「次に掲げる子（規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第四条の三第一項第二号イにおいて子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第十四条第一項第三号及び第十

（介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）

第十三条 第三条から前条まで（第五条第一項第三号から第五号まで、第八条第一項第三号から第五号まで及び前条第一項第三号から第五号までを除く。）の規定は、勤務時間法第二十条第一項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第三条中「次に掲げる子（規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第四条の三第一項第二号イにおいて子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第十四条を除き、以下同

五条第一項を除き、以下同じ。）」とあるのは「勤務時間法第二十条第一項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と、第五条第一項第一号、第八条第一項第一号及び前条第一項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、第五条第一項第二号、第八条第一項第二号及び前条第一項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第六条中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親で

じ。）」とあるのは「勤務時間法第二十条第一項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と、第五条第一項第一号、第八条第一項第一号及び前条第一項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、第五条第一項第二号、第八条第一項第二号及び前条第一項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第六条中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜において

あるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるとして人事院の定める者に該当する場合における当該職員を除く。〕が当該子を養育」とあり、第九条及び第十条中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、第九条中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、第十条第二項中「、第九条」とあるのは「、それぞれ第九条に規定する支障の有無」と、同条第三項中「第九条又は前条の」とあるのは「前条

常態として当該子を養育することができるとして人事院の定める者に該当する場合における当該職員を除く。〕が当該子を養育」とあり、第九条及び第十条中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、第九条中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、第十一条第二項中「、第九条」とあるのは「、それぞれ第九条に規定する支障の有無」と、同条第三項中「第九条又は前条の」とあるのは「前条の」と、「第九条又は前条

の」と、「第九条又は前条に」とあるのは「同条に」と、前条第二項中「次の各号」とあるのは「前項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

第三章 職員に対する意向確認等

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第十四条 各省各庁の長は、規則一九一〇（職員の育児休業等）第三十二条第一項の措置を講ずるに当たっては、人事院の定めるところにより、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

に」とあるのは「同条に」と、前条第二項中「次の各号」とあるのは「前項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

第三章 職員に対する意向確認等

（新設）

一 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして人事院が定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の人事院が定める事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 規則一九―〇第三十二条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支

障となる事情の改善に資する事項に係る申出
職員の意向を確認するための措置

2 |

各省各庁の長は、人事院の定めるところによ
り、三歳に満たない子を養育する職員（以下こ
の項において「対象職員」という。）に対し
て、人事院が定める期間内に、次に掲げる措置
を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資するも
のとして人事院が定める制度又は措置（次号
において「育児期両立支援制度等」とい
う。）その他の人事院が定める事項を知らせ
るための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象

職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 各省各庁の長は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第十五条 各省各庁の長は、職員が配偶者（届出

をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）
母、子、配偶者の父母又は規則一五―一四第二十三条第一項で定める者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、人事院の定めるところにより、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして人事院が定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）
その他の人事院が定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の人事院

第十四条 各省各庁の長は、職員が配偶者（届出

をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）
母、子、配偶者の父母又は規則一五―一四第二十三条第一項で定める者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、人事院の定めるところにより、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして人事院が定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）
その他の人事院が定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当

が定める措置を講じなければならない。

2
(略)

第十六条・第十七条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 各省各庁の長（規則一〇―一―第三条に規定する「各省各庁の長」をいう。）は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前においても、この規則による改正後の規則一〇―一―第十四条第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

該職員の意向を確認するための面談その他の人事院が定める措置を講じなければならない。

2
(略)

第十五条・第十六条 (略)

人事院は、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）に基づき、人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月二十五日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一九―〇―一七

人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章～第三章（略）	目次 第一章～第三章（略）

第四章 育児時間（第二十八条―第三十一条の

二）

第五章・第六章 （略）

附則

（育児短時間勤務等に係る人事異動通知書の交付）

第二十四条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第一号及び第三号に掲げ

る場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の一週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあっては、延長された期間

第四章 育児時間（第二十八条―第三十一条）

第五章・第六章 （略）

附則

（育児短時間勤務等に係る人事異動通知書の交付）

第二十四条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、人事異動通知書を交付しなければならない。

の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の一週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に替えることができる。

一〇四（略）

（育児時間を請求することができない職員）

第二十八条 育児休業法第二十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一（略）

二 勤務日の日数を考慮して人事院が定める非常勤職員以外の非常勤職員（定年前再任用短

一〇四（略）

（育児時間を請求することができない職員）

第二十八条 育児休業法第二十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一（略）

二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事院が定める非常勤職員以外の非

時間勤務職員を除く。次条において同じ。）

（第一号育児時間の承認）

第二十九条 育児休業法第二十六条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する育児時間（以下「第一号育児時間」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。

2 勤務時間法第二十条の二第一項の介護時間又は規則一五―一四第二十二条第一項第八号の休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する第一

常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）

（育児時間の承認）

第二十九条 育児時間の承認は、勤務時間法第十条第一項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。

2 勤務時間法第二十条の二第一項の介護時間又は規則一五―一四第二十二条第一項第八号の休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する育児

号育児時間の承認については、一日につき二時間から当該介護時間又は当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第一号育児時間の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が規則一五―一五第四条第二項第一号又は第五号の休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間からこれらの休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲

時間の承認については、一日につき二時間から当該介護時間又は当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する育児時間の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が規則一五―一五第四条第二項第一号又は第五号の休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間からこれらの休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内

囲内で）行うものとする。

（第二号育児時間の承認）

第二十九条の二 育児休業法第二十六条第二項第

二号に掲げる範囲内で請求する育児時間（以下

「第二号育児時間」という。）の承認は、一時

間を単位として行うものとする。ただし、次の

各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各

号に定める時間数の第二号育児時間を承認する

ことができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を

単位とした時間がある場合であつて、当該勤

務時間の全てについて承認の請求があつたと

き 当該勤務時間の時間数

で）行うものとする。

（新設）

二 第二号育児時間の残時間数に一時間未満の
端数がある場合であつて、当該残時間数の全
てについて承認の請求があつたとき 当該残
時間数

(育児休業法第二十六条第二項の人事院規則で
定める一年の期間)

第二十九条の三 育児休業法第二十六条第二項の
人事院規則で定める一年の期間は、毎年四月一
日から翌年三月三十一日までとする。

(育児休業法第二十六条第二項第二号の人事院
規則で定める時間)

第二十九条の四 育児休業法第二十六条第二項第
二号の人事院規則で定める時間は、次の各号に

(新設)

(新設)

掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- 一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分
- 二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

（育児休業法第二十六条第三項の人事院規則で定める特別の事情）

第二十九条の五 育児休業法第二十六条第三項の人事院規則で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出（以下「第二項申出」という。）時に予測することができなかった事実が生じたことにより同

（新設）

条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると各省各庁の長（育児休業法第二条第三項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）が認める事情とする。

2 各省各庁の長は、第二項申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより第三項変更をしなければ前項に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第三項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

（育児時間の承認の請求、第二項申出及び第三項変更の手続）

第三十条 育児時間の承認の請求、第二項申出及び第三項変更は、育児時間簿により行うものとする。

2 （略）

（育児時間の承認の取消事由）

第三十一条 育児休業法第二十六条第六項において準用する育児休業法第六条第二項の人事院規則で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

（育児時間に係る子が死亡した場合等の届出）

第三十一条の二 第十条の規定は、育児時間につ

（育児時間の承認の請求手続）

第三十条 育児時間の承認の請求は、育児時間承認請求書により行うものとする。

2 （略）

（育児時間の承認の取消事由等）

第三十一条 第二十一条及び第二十二条の規定は、育児時間について準用する。

（新設）

いて準用する。

（妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等）

第三十二条 各省各庁の長並びに行政執行法人の長及びその委任を受けた者（以下この章において「各省各庁の長等」という。）は、職員が当該各省各庁の長等に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして人事院が定める事実を申し出たときは、人事院の定めるところにより、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の人事院が定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認

（妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等）

第三十二条 各省各庁の長及び行政執行法人の長（以下この章において「各省各庁の長等」という。）は、職員が当該各省各庁の長等に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして人事院が定める事実を申し出たときは、人事院の定めるところにより、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の人事院が定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の人

するための面談その他の人事院が定める措置を講じなければならない。

2
(略)

事院が定める措置を講じなければならない。

2
(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和七年十月一日から施行する。

(育児休業法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 育児休業法第二十六条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる範囲内において、この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における育児時間の承認の請求をする場合におけるこの規則による改正後の規則一九〇第二十九条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

(人事院規則一―七九の一部改正)

第三条 人事院規則一―七九（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等

に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
附 則 （改正後の人事院規則一九―〇における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置） 第二十四条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>規則一九</u> ―〇―一七（人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則）による <u>改正後の規則一九―〇</u>第三条の三及び第二十八条の規定を適用する。	附 則 （改正後の人事院規則一九―〇における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置） 第二十四条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>第三十八</u> <u>条の規定による改正後の規則一九―〇</u>第三条の三、第二十八条及び第二十九条第一項の規定を適用する。

(人事院規則一五―一四の一部改正)

第四条 人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
(介護休暇) 第二十三条 (略) 第二十三条の二 (略) 2 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ <u>四時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日 については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超	(介護休暇) 第二十三条 (略) 第二十三条の二 (略) 2 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介

えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第二十三条の三 （略）

2 育児休業法第二十六条第一項の規定による同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、一日につき二時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第二十三条の三 （略）

2 介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第二十六条第一項の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月二十五日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一―三四―一二

人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後					改正前								
別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三 三条、第四条関係） 一〇十一 （略） 十二 育児休業					別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第 三条、第四条関係） 一〇十一 （略） 十二 育児休業								
人事管理文書の区分	人事管理文書の例				保存期間	保存期間	満了時の 措置	廃棄	法				
	第二十六条第一 項の請求の文書									第三 条第二 項、 第四 条第一 項、 第十 二条第 二 項、 第十 三条第 一 項又は 第二十 六条第 一 項の請 求の文書	育 児休 業承 認請 求書	育 児休 業承 認請 求書	育 児休 業承 認請 求書
	第二十六条第一 項の承認の文書 の写し									育 児時 間の 承認 の 文書 の写 し	育 児短 時間 勤務 承 認請 求書	育 児短 時間 勤務 承 認請 求書	育 児短 時間 勤務 承 認請 求書
	第二十六条第二 項の申出の文書									育 児時 間の 簿	育 児時 間承 認請 求書	育 児時 間承 認請 求書	育 児時 間承 認請 求書
	第二十六条第三 項の変更の文書									育 児時 間簿	育 児時 間承 認請 求書	育 児時 間承 認請 求書	育 児時 間承 認請 求書
第二十六条第六 項において準用 取消しの文書の写				育 児時 間の 承認 の 文書 の写	育 児時 間承 認請 求書	育 児時 間承 認請 求書	育 児時 間承 認請 求書	育 児時 間承 認請 求書					
三年				三年	三年	三年	三年	三年	三年				
保存期間				保存期間	保存期間	保存期間	保存期間	保存期間	保存期間				
満了時の 措置				満了時の 措置	満了時の 措置	満了時の 措置	満了時の 措置	満了時の 措置	満了時の 措置				

する第六条第二 項の取消しの文 書の写し	第三条第二項、 第四条第一項、 第十二条第二項 又は第十三条第 一項の請求の文 書	育児休業承認請求 書 育児短時間勤務承 認請求書	育児休業 又は育児 短時間勤 務が終了 する日の 翌日に係 る特定日 以後三年
第三条第三項 （第四条第三項 において準用す る場合を含む。 ）又は第十 二条第三項（第 十三条第二項に おいて準用する 場合を含む。） の承認の文書の 写し	育児休業又は育児 短時間勤務の承認 の文書の写し	育児休業又は育児 短時間勤務の期間 の延長の承認の文 書の写し	

第三条第三項 （第四条第三項 において準用す る場合を含む。 ）第十二 条第三項（第十 三条第二項にお いて準用する場 合を含む。）又 は第二十六条第 一項の承認の文 書の写し	育児休業の承認の 文書の写し	育児休業の承認の 文書の写し	育児短時間勤務の 承認の文書の写し
---	-------------------	-------------------	----------------------

[illegible]

る第十條第一項 の届出の文書	第三十一條の二 において準用す る第十條第三項 において準用す る第五條第二項 の證明書類	第三十二條第一 項の申出の文書	（略）	第五條第二項 （第六條第二 項、第十條第三 項（第二十二條 において準用す る場合を含む。 ）又は第二 十條第二項にお
育児時間の養育状		妊娠又は出産等につ いての申出の文書	（略）	育児休業又は育児 短時間勤務の事由 を確認するための 證明書類
				育児休業 又は育児 短時間勤 務が終了 する日の 翌日に係 る特定日 以後三年

			（略）	第五條第二項 （第六條第二 項、第十條第三 項（第二十二條 （第三十一條に において準用す る場合を含む。） において準用す る類
			（略）	育児休業の事由を 確認するための証 明書類
				育児休業の期間の 延長の事由を確認 するための証明書 の翌日に係 る特

第十條第一項 (第二十二條に おいて準用する	育児休業又は育児 短時間勤務の養育 状況変更届	いて準用する場合書類 合を含む。)の 証明書類			
		(削る)	(削る)	(削る)	育児休業又は育児 短時間勤務の養育 状況変更届に係る 事由について確認 するための証明書 類

第十條第一項 (第二十二條 (第三十一條に	養育状況変更届	る場合を含む。 む。)、第二十 条第二項又は第 三十条第二項に おいて準用する 場合を含む。)の 証明書類			
		育児短時間勤務の 事由を確認するた めの証明書類	育児短時間勤務の 期間の延長の事由 を確認するための 証明書類	育児時間の事由を 確認するための証 明書類	養育状況変更届に 係る事由について 確認するための証 明書類

定日以後
三年

備考 十三～二十 (略)			
	(略)	(略)	場合を含む。 の届出の文書
	(略)	(略)	
	(略)		

備考 一～五 (略)			
	(略)	(略)	において準用する 場合を含む。 において準用す る場合を含む。 む。)の養育状 況変更届
	(略)	(略)	
	(略)		

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。